

※保健所使用欄 (※不足書類を持参・郵送される際は、こちらの用紙も一緒にご持参・ご郵送ください。)

氏名： \_\_\_\_\_ 様 ( 郵送 ・ 持参 ) 不足書類の提出期限： \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 ( \_\_\_\_\_ )

※コピーは必ずご自身で事前にご用意ください。保健所でコピーをとることはできません。

また、コピーは A4 サイズでご提出をお願いします。

【指定難病】支給認定申請書類のチェックリスト (R6.7.1～R7.6.30 受付用)		有	不足
全員の 方が提出 する書類 (任意の 書類を ごみます)	1 指定難病の医療給付に係る支給認定申請書		
	2 難病指定医が作成した臨床調査個人票(診断書) ※申請日から6か月以内に記載されたもの		
	3 高額療養費に係る所得区分照会に関する同意書		
	4 健康保険証のコピー ( ご本人様 ・ _____ 様 ・ _____ 様 ・ _____ 様分 ) ・ 国民健康保険(市町村発行)、後期高齢者医療広域連合、国民健康保険組合に加入している方 患者及び、患者と同じ健康保険に加入している方全員分  ・ 全国健康保険協会、健康保険組合、共済組合等の被用者保険に加入している方 患者本人のみ		
	5 市役所窓口等で取得 世帯全員の記載がある住民票(マイナンバーなし・入り)		
	6 市役所窓口等で取得 行田市 …令和6年度 所得課税証明書 加須市 …令和6年度 所得・課税証明書 羽生市 …令和6年度 市県民税所得課税証明書 ( ご本人様 ・ _____ 様 ・ _____ 様 ・ _____ 様分 )  ・ 令和6年1月1日時点の住所地の市町村窓口で、収入・所得金額、各種控除額、市町村・県民税額 (所得割・均等割)の全てが明記されている証明書を取得ください。  ・ 非課税の方も非課税であることを証明していただくためにご提出が必要となります。 ※ご本人が非課税の場合、本人収入を確認させていただく場合があるため、 必ず、数字入りのものをお取りいただきますようお願いいたします(文言のみ不可)。  ・ 国民健康保険(市町村発行)、後期高齢者医療広域連合、国民健康保険組合に加入している方 患者及び、患者と同じ健康保険に加入している方全員分 ※患者が18歳未満で保護者(申請者)が後期高齢者医療広域連合に加入している場合は、 保護者の書類も必要。 ※義務教育終了前の児童で証明書記載の扶養人数に含まれている方は省略可。  ・ 全国健康保険協会、健康保険組合、共済組合等の被用者保険に加入している方 <被保険者が課税されている場合> 被保険者のみ <被保険者が非課税の場合> 被保険者と申請者(患者又は保護者)		
該当する 方のみ提出 する書類	7 (6の課税証明書が全員分非課税であり、かつ申請者の課税証明書に記載されている 「合計所得金額」と「公的年金収入」の合計額が80万円以下で下記の年金等を受給されている方) 収入状況申告書・申請者の遺族年金、障害年金等の令和5年分振込通知書等のコピー		
	8 限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証 または 高齢受給者証のコピー		
	9 (生活保護の受給をされている方等) 生活保護受給証明書、または境界層該当証明書		
	10 (患者と同じ健康保険に加入している方の中に、指定難病・小児慢性特定疾病の受給者がいる) ご家族の医療受給者証のコピー		

裏面に続きます👉

# ×【指定難病】マイナンバーに関する書類のチェックリスト

あり 不足

**個人番号記載票** 以下の方についてご記入をお願いします。

- 患者本人      ○保護者（患者が18歳未満の場合のみ）
- 支給認定基準世帯員

- 国民健康保険(市町村発行)、後期高齢者医療広域連合、国民健康保険組合に加入している方  
患者と同じ健康保険に加入している方全員分
- 全国健康保険協会、健康保険組合、共済組合等の被用者保険に加入している方  
被保険者のみ ※患者本人と被保険者が同一の場合は、改めての記入は不要です。

**申請者(患者又は保護者)の本人確認書類** **番号確認書類+身元確認書類**

\*申請者さまご本人が窓口にお越しいただく場合は、必ず原本をお持ちください。  
(ご家族の方等が来所または郵送による場合は、コピーを添付してください。)

番号確認書類	身元確認書類
<input type="checkbox"/> 個人番号カード（マイナンバーカード） ※おもて・うらの両面が必要です。	
	

**【以下のうち、いずれか1点】**

通知カード

※令和2年5月25日以降は、氏名、住所等の記載事項に変更がない場合又は正しく変更手続きがとられている場合に限り使用できます。  
※「個人番号通知書」は番号確認書類になりません。



- 法律で認められた者以外の者が個人番号をコピーすることは、法律で禁止されています。また記載事項を改ざんした者は、法律により罰せられます。
- この通知カードを拾得された方は、お手数ですが、下記連絡先までご連絡ください。
- (お問い合わせ) 個人番号カードコールセンター 0570-078311
- この通知カードは、個人番号カードの交付を受ける場合は、市町村に返却しなければなりません。



世帯全員の記載がある住民票  
(マイナンバー入り)

※表面5番と同一、1枚のみの提出で可。

**【以下のうち、いずれか1点】**

運転免許証

運転経歴証明書 (H24.4.1以降交付のもの)

パスポート

身体障害者手帳

精神障害者保健福祉手帳

療育手帳

在留カード

特別永住者証明書

写真付き身分証明書(学生証・社員証・資格証明書等)

※氏名+住所または氏名+生年月日が確認できるもの

..... 上記が困難な場合 .....

**【以下のうち、いずれか2点】**

世帯全員の記載がある住民票

※番号確認書類として使用した場合は、身元確認書類としての使用はできません。

健康保険証

介護保険証

国民年金手帳

児童扶養手当証書

特別児童扶養手当証書

写真なし身分証明書(学生証・社員証・資格証明書等)

公的書類

※氏名+住所または氏名+生年月日が確認できるもの

※「個人番号通知書」は身元確認書類になりません。

※代理人の方が申請する場合は、代理権の確認書類・代理人の身元確認書類・患者本人の番号確認書類が必要。  
※DV・虐待等の被害を受けて避難されている方は、その旨お申し出ください。